

【倉吉市の建築基準法令に規定する設計情報《集団規定関係》】※倉吉都市計画区域には、市街化区域、市街化調整区域を定めておりません。

※地方公共団体や特定行政庁毎で定められた数値等について

[倉吉市建築住宅課:R30426 更新]

建築基準法第3章 都市計画区域等に関する規定	指定内容		備考	
壁面線の指定（法第46条）	指定なし			
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の建築物に係る規定	外壁の後退距離の限度（法第54条）	定めなし	都市計画	
	建築物の高さの限度（法第55条）	第一種低層住居専用地域：10m ※第二種低層住居専用地域はありません		
倉吉都市計画区域内のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る規定	容積率（法第52条）		平成20年9月18日	
	建ぺい率（法53条）		倉吉市告示第167号	
	建築物の各部分の高さの限度（法第56条）	道路斜線制限	水平距離に乗ずる数値1.5	
		隣地斜線制限	水平距離に乗ずる数値2.5	
街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で倉吉市が指定するもの（角地緩和）	（1）幅員が4メートル以上の2以上の道路（その幅員の合計が10メートル以上のものに限る。）に接する敷地で、その敷地の外周の長さの3分の1以上が当該道路に接するもの		倉吉市建築基準法施行規則第11条	
	（2）幅員が4メートル以上の道路及び公園又は広場に接する敷地で、その敷地の外周の長さの3分の1以上が当該道路及び公園又は広場に接するもの			
	（3）市長が定める基準を満たす道路、河川、水路その他これらに類する土地（以下この号において「道路等」という。）に接する敷地で、その敷地の外周の長さの3分の1以上が当該道路等に接するもの			
	（4）前号に規定する道路等（2以上の道路等が互いに接している場合は、それらを1つの道路等とみなす。）の幅員はすべて4メートル以上であり、かつ、その幅員の平均が5メートル以上であることとする。			
	※上記「幅員が4メートル以上の道路」とは、現況道路幅員が4メートル以上あるもので、建築基準法第42条2項道路（セットバック後幅員が4メートルとなるもの。）は含みません。			

日影による中高層の建築物の高さの制限
(法第 56 条の 2)

鳥取県建築基準法施行条例第 9 条の 2 で指定する地域及び法別表第 4 (に) 欄の指定する号はいずれも (2) の号として下表のとおり

(い)	(ろ)	(は)	(に)	
指定する地域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離	
			10m以内の範囲における日影時間	10mを超える範囲における日影時間
第一種低層 住居専用地域 第二種低層 住居専用地域	軒の高さが 7 m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	1. 5 m	4 時間	2. 5 時間
第一種中高層 住居専用地域 第二種中高層 住居専用地域	高さが 10m を超える建築物	4 m ※	4 時間	2. 5 時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	高さが 10m を超える建築物	4 m ※	5 時間	3 時間

※建築基準法附則 (平成 14 年法律第 85 号) 第 2 条第 3 項の経過措置

【倉吉市の建築基準法令に規定する設計情報《構造強度関係》】

※地方公共団体や特定行政庁毎で定められた数値等について

[倉吉市建築住宅課:R30426 更新]

建築基準法施行令第3章 構造強度に関する規定		指定内容	備考
積雪荷重 令第86条	d：垂直積雪量 (単位 m)	<p>【倉吉市全域に適用する計算式】</p> <p>[計算式] $d = 0.8 + 0.0036 \times \text{標高 (m)}$</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>0.8：基準積雪量 (単位 m)</p> <p>0.0036：標高に乗ずる数値</p> <p>標高：建築をしようとする建物の敷地の中心の標高 (単位 m)</p> </div> <p>ただし、dの数値が2.5mを超える場合は2.5mとする。</p>	倉吉市建築基準法施行規則第6条
	多雪区域の指定	<p>多雪区域は、同条第3項の規定により求められる垂直積雪量 (d) が1m以上の区域とする。</p> <p>多雪区域における積雪の単位荷重は、積雪量1cmごとに30N/m²以上とする。</p>	
風圧力 令第87条	地表面粗度区分	特定行政庁として規則で定める区域はありませんので、地表面粗度区分は表Ⅱ又はⅢに掲げる数値による。	Eの数値を算出する方法並びにV0及び風力係数の数値を定める件 〔平成12年5月31日建設省告示第1454号〕
	V0：国土交通大臣が定める風速 (単位 m/秒)	<p>$V_0 = 30 \text{ m/秒}$</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>(参考) V0の数値について</p> <p>q 速度圧を計算する場合の数値です。</p> <p>[計算式] $q = 0.6 E \sqrt{V_0^2}$</p> </div>	
地震力 令第88条	Z：国土交通大臣が定める数値	<p>$Z = 0.9$</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>(参考) Zの数値について</p> <p>Ci 建築物の地上部分の高さにおける地震層せん断係数を計算する場合の数値です。</p> <p>[計算式] $C_i = Z \cdot R_t \cdot A_i \cdot C_o$</p> </div>	Zの数値、Rt及びAiを算出する方法並びに地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する基準を定める件 〔昭和55年11月27日建設省告示第1793号〕